

**第 5 回 庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 1 0 月 2 5 日（土）

場 所：三川町いろり火の里なの花ホール

第5回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

- 日 時 平成15年10月25日(土)午後3時43分～
- 場 所 三川町いろり火の里なの花ホール 多目的ホール
- 次 第
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 合併後の新議会の議員定数及び任期について
 - 4 そ の 他
 - 5 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	櫛引町議会議長	菅原 元
副委員長	三川町議会議長	大滝助太郎	委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議長	進藤 篤
委 員	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	温海町議会議員	富樫 栄一
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

○欠席委員 なし

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
総務課長	石塚 治人	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正		

1 開 会（午後3時43分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、ただ今から庄内南部地区合併協議会の第5回議会議員定数等検討小委員会を開催いたします。

2 あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、榎本委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 庄内南部法定協に引き続きまして議員の皆さんには第5回の議員定数等検討小委員会にお集まりいただきまして、何かとお忙しいところであったでしょうけども、ありがとうございます。

去る9月30日に第4回の議員定数等検討小委員会を開いた後、その協議の内容について報道各社からいろいろな報道をされた関係上、関係市町村住民の皆様にも我々の議員定数のことについていろいろの論議をされ、また話題になっているのではないかと考えております。そういう意味でこの議員定数についても我々真剣に取り組んで、先ほど法定協の中で学識経験者の委員の皆さんからもご意見をいただいたところですので、これらを見做すことのないような形で、何度も私が申し上げております議員の定数は議員が自ら決めていくべきであろうと、その中において学識経験者の意見も参考にしながらあまり遅い時期にならない時点で我々の意見集約をしてみたいと思っております。各町村議会の議長さん、それから委員の皆さんから精力的にご検討をいただいて速やかに正論を得ていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。きょうは皆さんから各市町村議会の取り組み等についてお伺いをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。一言ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

○芳賀 筆事務局長 ありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。榎本委員長に議長のほうよろしくお願い申し上げます。

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○榎本政規委員長 それでは、前回に引き続き合併後の新議会の議員定数及び任期について、皆さんからご協議をいただきたいと思います。

若干取りまとめをさせていただければ、鶴岡市と三川町さんは、議会としての一定の意見集約が前回出されているわけですので何らかの変更があれば後でお伺いすることにしまして、今回は最初に藤島町さんのほうから、藤島町議会の現在の状況についてご報告をいただければと思います。齋藤委員さんお願いいたします。

○齋藤 久委員 藤島町では特別委員会を設置してこの定数などについて取りまとめをしてきましたけれども、原則論と在任特例を使わせてほしいということは前の小委員会で報告したとおりであります。その後、町の振興審議会の委員の方々と議員とこの問題について意見交換をしました。その中できょう合併協議会で各町村の委員から出されたような意見が出ましたけれども、具体的に議会として原則でいくべきだ、特例

を使うべきだという結論はまだ得ておりません。以上です。

○**榎本政規委員長** 続いて、羽黒町、富樫委員さんお願いします。

○**富樫栄一委員** それでは私のほうから羽黒町議会の今回の議員定数並びに任期等についての報告をさせていただきます。去る9月30日に開催の第4回議会議員定数等検討小委員会の結果を受けまして、合併後の新市の議員定数のことについて羽黒町議会といたしましても何とか統一した見解、また意見の一本化を図るべきということで、昨日、10月24日に第3回目の羽黒町の特別委員会を開催したところであります。結論から申し上げますが、意見の一本化にはまだ至りませんでした。原則でいくという意見と特例でいくべきという意見がほぼ同数ということで、まだ統一することはできませんでした。また、前回の羽黒町特別委員会で欠席者が1人で、私、特別委員長と議長の3名の意見が出なかったわけでありますけれども、これも昨日特別委員会で3名とも意見を出しまして何とか一本化を図ろうというように取り組みましたが、残念ながら昨日の時点では先ほど言いましたとおりまとまらないというのが実態でございます。ちなみに申し上げますと、昨日出ました各委員からの考え方を聞きますと、どうしても昨日の時点でこの場で結論を出さなければならないかといった意見と、また本日検討小委員会が開催されるわけでありますので他町村の発言等も聞きながら判断することはできないか、また一方、明確に両者の意見が均衡している中で羽黒町議会としていずれかに一本化するのには投票をするしかないといった意見、このように意見が均衡している中で一本化するのには意義があるのか等々の意見が出されました。実際のところ、原則、在任特例の両者から羽黒町議会としての統一した見解としてこのいずれかを選択したとしても、それは残念ながら羽黒町議会としての総意とは言いがたいわけでありまして、それほど意見が均衡していることをまずもってご理解願いたいと思います。なお、今後とも引き続き羽黒町議会としての総意、見解をまとめ上げる次第でございますので、その辺皆様からご助言等をよろしくお願いいたします。以上であります。

○**榎本政規委員長** ちょっと確認しますけれども、特例というのは在任特例ですね。定数特例ではなくてあくまでも原則と在任特例との…。

○**富樫栄一委員** 先ほどお話ししましたけれども、同数というのは原理原則と在任特例と、またほかに定数特例という意見もありましたし、まだ合併するには至らないという1名の考えになりますけれども、そういう方も中にはありました。

○**榎本政規委員長** それでは次に、櫛引町、菅原委員さん。

○**菅原 元委員** 櫛引町議会も昨日全員協議会を開催いたしまして、議員定数についてもいろいろ話し合いをしましたけれども、結論から申しますと9月30日に報告したとおり、まだ一本化にはなっておりません。原理原則あるいは定数特例、在任特例

等々を活用したほうが良いという意見が出まして、まだ一本化の方向にはなっていません。しかしながら昨日の段階で、何とか12月定例会前までは一本化の答えを出そうということで話し合っておりますし、それらに向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

それから、櫛引の関係ではこれまで振興審議会のメンバー、それから最近になって高校生を含む若者、ノーサイドという高校生の会がありますけども、また20代のくしびギンという青年団みたいな会がありますが、それら会員との話し合いもしております。そういう中でも議員の身分のあり方についてもご意見を聞いておりますし、それらをまとめ上げてしっかりとした答えを出していきたいと思っております。

以上です。

○榎本政規委員長 三川町さんは後でご意見を聞くとして、続いて朝日村、井上委員さん。

○井上時夫委員 うちのほうも9月30日以降、特別委員会を昨日まで2回開きました。その中では、先ほど委員であります田村さんが言っておりましたように、集落の代表である駐在員会との話し合いもいたしました。その中でうちのほうも一本化にはなりませんでしたが、この前より進んで特例のほうはかなり多く、またその中でも定数特例ということでありました。在任特例も少しあったわけですけども、在任特例のほうは合併までにいろいろな問題ができれば原則でもいいという意見でありました。商工会の幹部の方や先ほど田村さんが言っておられましたように、駐在員会のほうからもこういう話し合いは非常にいいことなのでもっとできないかということも要望されました。今後検討していくつもりであります。それから、出た意見の中には議員の定数よりも地域審議会のほうをもっと早くするべきではないかという意見も出ましたし、その辺も今度の協議会では話をしてきますということを言ってきました。何分にも今後合併されるのに心配な面がありますものですから、先ほど言ったようにまだ特例のほうが多いということでもあります。以上です。

○榎本政規委員長 それでは、温海町議会、佐藤委員さんお願いします。

○佐藤甚一郎委員 温海町でございますが、昨日特別委員会を開催いたしました。結論から申し上げますと、温海町では特別委員会の中で手を挙げていただいたようであります。在任（5ページに発言訂正あり）が半数以上、あとは原則、それから在任も少し、両方とも同数ぐらいずつありました。参加したのは議員18名のうち15名でありまして、その中で一定の考え方の整理ということになりましょうか。ただやはり新設ということを基本にしておりますから、そのことは委員の皆様方も十分納得をしておりました。あとは、今後例えばこの委員会のこうした推移というものを全く無視するということとはあり得ないわけでありまして、その辺も見ながら、まずとりあえず私代表でありますからこの荷物を背負ってきたということでございます。

○榎本政規委員長 ちょっと確認しますけども、１５人で採決したら在任特例が半数以上だったということによろしいわけですか。

○佐藤甚一郎委員 そうです。

（何事か言う声あり）

○榎本政規委員長 定数ですか。

○佐藤甚一郎委員 訂正いたします。大変失礼いたしました。定数です。定数特例、これが半数です。申しわけありませんでした。

○榎本政規委員長 それでは確認をさせていただきます。定数特例が半数以上ということで、定数についてはまだ数までは決めていないということですね。
それでは鶴岡市さん、前回と変わっていれば、それからご意見等あれば。

○本城昭一委員 前回のこの小委員会を受けて、当市の合併特別委員会に報告をすると同時にそれぞれの意見を聴取したところです。急に変わるわけはありませんので、新設合併で定数は原則３４名、そして全市選挙区一つという原則論は変わっておりません。ただ、いろいろな意見の中でやはりいきなりそういうやり方をやったときに議員が選べないところも出てくるのは問題であるということで、そういう配慮をする小選挙区というのも一つの選択肢ではないかという意見もありました。

最終的にはこの７市町村が共通の目標に向かってまちづくりを進めていく、そのための議会運営をしていくという役割があるわけですので、この議員定数の問題で全然意思統一ができないなんて、まちづくりは非常に問題があるなど。もっと定数特例を主張されているところはどういう人数が適切であるか、その裏付けはこうだという意見が今回出てくるのではないかというふうに私は委員会に報告したのですが、出てきませんので、ただ定数特例ということと言われたところが前回と違って出てきていますので、そういうことも私どもの委員会に報告をしながら次の対応をしてまいりたいと。ただ、前回の全体会議でも言ったと思うのですが、原則を述べて後は一切耳を貸さないなんていう横暴な態度ではなくて、みんなの主張を聞きながらそれを私どもの特別委員会に報告をして最良の方法を選んでいく努力をしなければならないと、言いつ放しと言ひ別れでは困るわけでありますので、そういう取り組みを今後してまいりたい。前回と変化はありません。

○榎本政規委員長 それでは三川町さん、何か状況が変わっていれば、またご意見等あれば。

○須藤栄弘委員 前回も申し上げましたけども、議員の定数と任期に関しまして住民の意見をどのように聞くかということであったわけですが、去る１０月６日、町内会長

会とこの件とその他について、時間的な制約もありましたので話し合いというよりは双方の意見の開陳みたいな形で行いました。その結果、7割ぐらいの町内会長さん方は在任が望ましいのではないかとということでありました。一部定数、あるいは在任にしても住民の理解が得られるかという方もありましたし、議員にお任せするという方もありました。その中で議員あるいは町内会長会の一部からも1市2制度というものも視野に入れるべきではないかというような意見も出て、この件に関しましては別に意見の集約ということには至っておりません。現在までの経過は以上であります。

○榎本政規委員長 1市2制度というのはどういうことなのか、ちょっと…。

○須藤栄弘委員 報酬はそのままということのようでした。1市2制度になるのか何制度になるのか、例えば2市が一緒になった場合、1市2制度という例もあるわけですが、その例を踏まえてではないかなと思います。報酬はそのままに在任特例という意見のようでありました。

○榎本政規委員長 おわかりになりましたか。1市2制度というのは、議員は在任を使って議員だけでも、報酬に格差をつけるということです。

それでは、今すべての市町村議会からご意見をいただきました。私としましてはある程度温海町さんあるいは一部かなり進んでいる朝日村さんのような形で皆さんの各議会からご意見をいただけるものと思っておりましたが、なかなかそうはいかないのかなと、自分の身分の問題なものですから非常に難しいところがあるのかもしれませんが、先ほど櫛引町さんのほうは12月定例会前までは何とか意見の集約をしていきたいという意見もあったわけですが、藤島町さんあるいは羽黒町さんのほうでは意見集約をどの辺まで、もうお手上げできませんというのであればこれはそれで仕様がなしのしょうけども、私どもの委員会に諮問をされておりますので答申を出さなければならないという、それも本来は12月定例会前までということでありますので、12月定例会前に意見集約ができないとすれば、それはそれなりに合併協会の会長に理由を付してこれこれこうですという形で答申せざるを得ない。次回についても11月の中ごろに再度この会を開きたいと最後のほうで申し上げようと思っていたのですが、そういうことなので、その辺議長さんあるいは特別委員長さんとしての考え方がありましたら、藤島町さん、羽黒町さん、あるいは朝日村さんもそうなるのかもしれませんが、もしご意見があればお願いしたいと思います。

○押井喜一委員 特別委員会等で意見の集約ということになった場合に最終的には採決するという方法しか残らないというふうに思うわけです。今、町民からもいろいろご意見なども伺いながら特別委員会としての議論を進めたいと思っていますけれども、それぞれ議員は自分の考えということで、これから先議論して果たして統一した方向に行くのかということは非常に心配されます。この検討小委員会でも、各市町村の集約されたもので多数決を諮って結論を出すということにするのか、今の議論の中では原則でいくのか、在任でいくのか、定数特例でいくのかという3者から一つの選択みたい

な議論ですけども、もっといろいろな議論はできないのかと。ある意味では、この検討小委員会でいろいろ議論して、そういったことを各議会にこういった議論になっているけどもどうなんだというような問いかけもする必要があるのではないかなと思っています。いくら議論を進めてもそれぞれの議員は自分が考えていることが大きく変わっていくということはないのではないかと考えます。そう考えていますので、強引に多数決でうちの議会はこうだという結論を出していいのかというのはちょっと心配だと思っています。町民からの意見は圧倒的に原則というわけでもなく、定数、そういったところで調整を図るべきではないかという意見が多いわけで、そういった背景もあるわけですので、そういったところをもっともっと我々の中で議論を進めて議会の選挙はどうあればいいかという方向性を打ち出しながら、各議会にさらに問いかけていくみたいなやり方も考える必要もあるのかなと思っていました。

○山口 猛委員 羽黒の昨日の特別委員会の結果を副議長から報告しました。まず原理原則と在任がほぼ同じ数です。定数が若干あります。あと一方はありますが、実情は昨日の特別委員会ではこうでした。この次11月17日に予定されておりますが、私のほうではこの委員会の議事録を全部議員に配付しておりますので、つぶさにわかるわけですので、それを配付して17日まで一本化、どの方法かにまとめるように努力をしてまいりたいと思います。そして先ほど全体の中でも識見の住民代表の方からご意見が出されましたので、識見の方々は住民の考えを十分聞いているものと私は判断しておりますので、その旨も議員に報告しながらまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○榎本政規委員長 去る30日の委員会の中では、山口委員さんあるいは本城委員さんのほうから合併協の学識経験者の意見もということであったのですが、図らずもきょうそういうことになって概ね学識経験者の皆さんからご意見をいただいたことは、私の捉え方とすれば非常に厳しい意見であると、これがすべての市町村民の意見かというところとも言い切れないかもしれませんが、少なくともおおよその住民の皆さんはそういう感覚であるのではないかと私は認識いたしました。

先ほど温海町のほうから定数特例ということでありましたので、本城委員のほうから町村の議会の皆さんは定数だとすれば一体どのぐらいの定数が妥当な線なのかというようなことも当然話題にしていかなければならないのではないかなと。原則と在任であれば真っ二つに割れてしまうわけですので、住民の皆さんからも理解を得られて議員の皆さんからも理解を得られていく定数特例をどの辺に置けばいいのかということにも、いつかの時点では踏み込まざるを得ないのではないかなと。今現在ではたたき台がないわけなんです。私はそう認識しているものですから、定数でも話し合いがつかないとなれば、これは答申の出しようがないという形になるのではないかなと。だとすれば、議会が議員の定数を決めるのは放棄して学識経験者に決めてもらわざるを得ないという状態になっていくのではないかと思いますので、厳しい選択にはなるのかと思いますけども、その辺も踏まえてこの場で決められないというようなことは絶対避けなければならないと思うのですが、決まらなければそういう事態もあり得る

のだということを皆さんから認識いただきながら進めていきたいと思います。

進藤委員さん、ご意見あれば。

○進藤 篤委員 朝日村では特に前からも言っていますように単純に人口割から1人、1人増えるか、あるいは1人減ればゼロになるわけですので、そういうこともあり得るという厳しい環境に置かれているわけです。いろいろ考える中で今までも答申を出さなければならない時期ではあるけれども、考え方として私はどうして在任特例、定数特例ということになってくるかということを考えた場合、一つは新市の計画が見えないということ、特に任意協をやって法定協に来てバタバタと4項目を決めて議員定数を決めると。何もわからないうちに議員定数も決めなければならないということが、おそらく在任特例の一つの大きな理由だろうなと思います。それから併せて支所機能、本所機能、支所機能という表現がどうかわかりませんが、機能と権限の問題がもう少しはっきりすれば、おそらく原則ということも出てくるのではないかと私は思います。そんなことで私も協議会でも話をして会長からも答弁いただきましたけれども、それは1年後だと、年が明けてからだというような答弁をいただいているんですが、やはりこのことを急いで一つの方向として支所機能の件、それから先ほど言ったことの併せた理由がはっきりすれば、もっと踏み込んだ考えも意見も出てくる、取りまとめの方法も出てくるのではないかと思います。そういうことも踏まえて検討して、いろいろな意見がありながら多数決で決めるということは絶対に採るべきではないと思うし、時期としては少々時間がずれてもやむを得ないと思うし、そういう面で特例を使った理由をきちんとしたほうが、特に地域審議会あるいは名前はどうか、今持っている行政体の仕組みを新しくしたらこういうふうにすると審議する、検討するという機関が定まればおのずと決まってくるのではないかなと、私はそういう感じもしています。

○遠藤純夫委員 先ほどうちの議長が言っておりましたのが、今までの大体の私のほうの流れであります。その中で先ほど議長が申し上げておりました若い方々、くしびギンという昔の青年団組織というような方々が昨年からやっと櫛引に生まれております。その方々とこの間お話をしました。その中でもやはり議員定数にはもうちょっと考えが出てくるのではないかと我々は期待して行ったわけです。その中では、やはりまだ合併に不安があるのだというのが大体の声でした。それで原理原則でいって櫛引町から1名か2名の議員で、これが民主主義の原理原則からいくと果たして櫛引町の声が通るのかというような不安があるというのがまず第1点でした。それから先ほど委員長が言ったように、特例というのはやはり議員にもこの不安が一番大きいようです。その内容については今朝日村のほうから話がありましたように、この合併には前から会長はサテライト方式というようなことを言われておりましたが、前回のあたりから小委員会のほうを見ますと、支所という言葉も出ているわけです。その辺で、サテライト方式とこの支所機能とは果たして本当に続いていくのか、どちらがどうなのかもやはり不安の材料ではなからうかと思います。それで特例という言葉がまだ出ているのではなからうかと感じておりましたので、一言申し上げておきたいと思います。

○榎本政規委員長 大滝委員さん、ご意見あれば。

○大滝助太郎委員 現況については、先ほどうちの特別委員長のほうから報告されたとおりです。ただ、先ほど委員長からもお話がありましたようにいずれの機会かにそれぞれの市町村議会のものを一つにまとめるという過程を必ず持たなければならないということになるわけでございます。そんなところで、鶴岡市、三川町というのが相反しているような状況に今のところ捉えられているのですけども、中身について若干申し上げれば、先ほど朝日の議長さんからもお話がありましたように、合併というのは、単に合併して後からいろんなことを決めればいいのだというご意見もありますが、私どもはやはり合併すればこういうふうな組織機構図だ、あるいは地域振興についてはこんなふうな振興の仕方をするのだ、あるいは建設計画は、各市町村からいろいろ盛りだくさんありますけども、おおよそどのような理念でそれを順序立てていくのだというような道筋を理解した上で合併するのだというような基本的なことがわかれば、これは皆さんと一緒に別の方向を探る一つの手立てにもなるのではないかと思います。そんな関係で、今具体的な方策が出ない段階で、いろんな方策の中でこれにうちのほうは変えるというのは、私も議会の代表としては非常に無理が来るというふうなことで、先ほどの協議会の中にもあったように、おそらく大まかな具体策は年内に取りまとめられると、あるいは1月ぐらい遅れてもかなり新市の姿が見えてくるというようにこともございますので、私はそういう姿を見据えながら議員定数あるいは任期についても柔軟な対応で7市町村の議会がこれから一緒に仲良くしていかなければならないわけですので、それでどこかにまとめていくというような方向を探りたいと思います。ただ、今ここでどれにするかというような鉄砲が当たったところという非常に危険な賭けは私はしたくない。できるだけ皆さんが理解した上で、これなら何とか新市について希望が持てることができるのではないかと、そういうようなところに行った場合は、我々はあえて定数なりにあまりこだわらないで仲良くしていくという一つの方法としては、もう少し新市の姿を見ながらお互いに一つの方角に向かっていくということが我々の責任でもあるのではないかなと思っています。

○齋藤 久委員 藤島町の意見集約はまだされていないということで現状報告をさせていただきましたが、いつまでも集約をしなくとも済むという考えではありません。できれば早く意見集約をしたいと思っておりますが、11月15日に私たちの町でも町内会長連絡協議会との意見交換会も予定しております。ただ、先ほども意見がありました、手を挙げて決めるというような簡単な方法では決めたくはないと思っております。私たちの町の議員の考え方も激変緩和の一つとして特例を使わせていただきたいという理由は、今までも話がありましたが、町村単位の地域自治がこれからどうなるのかという不安がやはり大きいのではないかと思います。合併協議会の中でもいろいろ意見が出ましたけれども、地域審議会あるいは地域自治組織、ほかにも地域振興議会とかいろいろ考えられるわけです。そういう地域の自治体制をどうつくっていくのかということも側面で議論を進めないという原則でいいというふうには簡単になっ

てこないのではないかと私個人は思っています。

また、支所機能という話もありましたけれども、行政の執行体制についても本所支所という言い方がいいのか、本庁支庁間の機能分担をどうするのかということも併せて議論をしてほしいと思っております。そういうことがはっきりしてくれば議会としてもある一定の方向に固まってくるのではないかなという感じがします。その行政執行体制についても私個人の意見ですけれども、これもやはり激変緩和措置の一つとして総合支庁方式を採ってもらえたらいいのではないかなと思っております。

議員定数を議会がなかなか決めあぐんでいるということを私も大変気にはしておりますけれども、町として簡単にどちらかが多いからこうだという結論の出し方は果たしていいのかなと疑問に思っております。その決め方の一つとしてこの検討小委員会の中では、定数特例が考えられる方法として挙がってくるかと思いますが、ある一定の方向をこの場を出して決めるということではなく、方向付けを出してそれを各市町村にもう一度持ち帰って、定数特例の定数配分はどのようにしたらいいのかという議論をする方法もあるのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

○榎本政規委員長 鶴岡の斎藤委員さん、何かお考えがあれば。

○斎藤助夫委員 前回私も在任特例の件で議員報酬とかそういうシミュレーションをしたことで、ちょっと早まった発言をしていろいろご意見もあったようでございますけれども、きょう皆様のご意見をお聞きしますと、前から見れば大分在任特例にこだわるということが少なくなったというか、むしろ定数特例のほうに移行しつつあるということでございますけれども、特に櫛引の遠藤さんのご意見で合併に対する不安というものが大きいからやはり議員定数についても町村では真剣に考えているというご意見がありましたが、それは正にそのとおりだと思いますし、藤島の齋藤議長さんからもそういうお話がありましたので、私は第一小委員会ですが、その小委員会の中でも、サテライト方式ということは会長であります富塚市長が提案されました基本的な考え方だと思いますので、きょうお話を聞いた段階で各町村でそれぞれそういうものに対する不安も議員定数の決定に至るまでのいろいろな懸念事項であるということでございますので、これは私の要望でございますけれども、サテライト方式につきましてもう一度会長であります富塚市長さんからその辺のところもある程度の指針というものも示していただいて、最近は会長さん自身からもそういうお話はあまり出ませんので、その辺のところを確認と言いますか、改めてお考えを示していただくのもいいのではないかなと考えました。これは今の町村の皆さんの切実な判断に苦慮している現状からすれば、その辺のところも配慮できれば何らかの判断材料にもなるのかなという思いもいたしましたので、ご指名ありましたので私の考えを述べさせてもらいました。よろしくお願いしたいと思います。

○榎本政規委員長 今、地域自治組織あるいは地域審議会の話まで出ておりますけれども、これは私どもがここで決めるのではなくて法定協のほうで論議していただく問題だと思うのですが、ただ少なくとも先ほど予算とか執行権と総合支庁方式という、では1

市の中に2制度をつくるということは、私は議会が議会を壊してしまう恐れがあるのではないかと思うんです。というのは、地域審議会で予算の中身を審議し、それを議決して上げてくるのを本議会が否決できるのかと。私は基本的には1市に2議会はいらないんだと思うんです。それは私も議会人が議会を壊す、あくまでも地域審議会というのは、今各市町村で持っている総合計画の審議会程度のものであって、予算を伴うそれから執行権を伴うものであってはこれは違うのではないかと、私の個人的な考えですけれども、その辺は議会人が議会の窓口を閉めるというようなことのないような形で皆さんからご論議いただければと思います。今定数の問題も定数特例の話もありましたが、されば人数は提案しなくても、定数特例でこの検討小委員会で提案して果たしてある程度時間をかけて、今齋藤委員さんが言われたとおり地域審議会あるいは地域自治組織の姿が見えてきたときには大まかな形での定数特例というものを各議会に提案すれば、それで各議会が論議いただけるのかその辺が問題になってくるのだと思うんです。それでないと各議会が進まない、要するに多数決でも決められないとなれば、この場で多数決で決めようなんていう気は今のところ持ってありませんが、少なくとも各議会をまとめていく上でどのような方式があるのか、今大滝委員さんが言われたとおり、少しまちづくり計画が見えてきたところで、では議員定数を再度検討しましょうという形のほうがいいのか、少なくとも私は法定協に参加している各議会は合併をするのだと、そのまちづくり計画は議員の定数とはあまり関係ないのかなと思っているものですから、その辺で皆さんからご意見があれば、いつの時点でどのような集約をしていくのかというお考えがもしあれば、会長のほうからは12月定例会前ということで期限を切られているものですから、あと1か月ちょっとしかないわけで、それを法定協の会長にもう少し時間をいただきたいという形で進めていくのかというようなことも含めて皆さんからご論議をいただければと思います。

○進藤 篤委員 急がないほうがいいというのが結論ですし、なかなか私のほうみたいに定数が激減するということでは、今まで14人いたけれども1人、2人、そういうふうになるということは非常に住民の声が届かなくなるということです。鶴岡市さんの場合は、例えばの話ですが28人から22人という数ですが、そういうことからしても今委員長が言われるように予算あるいは決算、そして執行権というのはなかなか大変だろうと私も思いますし、それを除いた範囲内で地域住民の声が届くような委員会的なものがほしいという住民の声が強いということです。特に今まで14人いたのが1人、2人になったということになると非常にみんな心配だということです。そんな意味でも受け皿があればいろいろなことで相談ができる、そしてまた新市で決まったことの実行についてもかみ砕いた説明あるいは執行ができるというようなことであればいいわけです。そういう面での審議会あるいは委員会あるいは支所機能といいますか、そういうものを整備できればいいなと思うわけで、この委員会ですぐに決めるわけにはいきませんので、それは委員長名で会長にお願いすると、そしてそれがあつて程度骨子が固まった段階で定数を決めるという方向でもいいのではないかなと私は思います。

○山口 猛委員 今、進藤議長さんのほうからお話ありました。私も特別委員長の立場も大変厳しいわけです。原則と在任と、定数が若干ありますが、厳しい判断をしなければならぬし、今言われたように新市の方向が見えてこないこれは私どももそう思いますし、議員の定数に関しては法定数ですので34名ということで議員の方々も理解はしていると思います。しかし、やはり先ほど進藤さんが言われたように地域住民からすれば鶴岡市さんの場合は人口が10万あるわけですが、28名の議員さんでやっておるわけです。それからすれば羽黒は18名と、鶴岡市よりも人口は10分の1以下で議員はそんなに少くないわけです。それは致し方ないわけですので、住民が一番心配しているのは、例えばうちの地区から選出された議員は一生懸命頑張ってくれているという気持ちは、その地域の方々には多分にあると思いますし、そうだと思います。そこでやはり、原則の場合は羽黒が2人、藤島さんが3人というようなことになっているわけですが、これは単純に私が人口で割ったわけですが、鶴岡市さんの場合は原則でいくと4,571人の住民に対して1人ということになります。しかし、他の町村はそうはいかないわけですので、おそらく大体400人ぐらいの町民に対して1人ということになるわけですので、まず2人でいいのかということも町民の方々も心配しております。しかし10月の私のほうの広報に、この間小委員会が出されました、先ほどお話があったような在任でいくと2年間で16億円近いお金が余計にかかるといった一覧表を載せて全部羽黒町の各家庭に配られました。これを目にすれば当然原理原則のほう金が少なくて済むわけですのでこれをどのように町民が捉えるか、先ほどの識見の方は識見の方で捉えておったようですので、これはいろいろ住民の方々も私ども議員も18名の議員を2人と、それで羽黒町の代表としていかなければならないのかどうかということも皆さん考えていることで原則と在任とに大きく分かれているわけです。定数は今のところ少数ですが、まずこれから、今言われたような新市計画なり支所機能なりが見えてくれば定数のほうに理解を求められるのではないかと、これは私の個人的な考え方ですが、そういうふうな考えを持っております。

先ほど委員長が言った各支所に財源もということは、委員長さんが答えられておったように財源は私はちょっと難しいのではないかと思います。ただ、今各町村でも振興審議会とかいろいろな委員会を持っておりますので、行政に意見を進言するということについては、これは今までどおり各町村の枠を超えないでやっていっても何ら差し支えないのではないかと思います。

まず原則を基本にしながら、この委員会でも先に進むように議論をしていくことが大切ではないかと思いますが、私のほうの状況を見ても、今すぐまとめるということにはいかないので、少し特別委員会の数を重ねていきたいと思いますので、よろしく願います。

○須藤栄弘委員 8月に開かれたこの第3回小委員会で12月の定例会前まで結論を出したいということのスケジュール、次回まで、9月であったわけですが、一定の方向性を出してきてくださいということでのスケジュールで進んでいるわけです。それがいつになっても方向性が定まらない、遅々として進まないということです。我々も在

任ということに對しましては、肯定するほどではなくてあくまでも合議制であると、その中でいろんな方向性を出しながら決定されていくものと、このように理解しているわけです。まず一定の方向を示しながらそれを各市町村の議会に持ち帰って、定数、在任、いろんな選択肢があるわけですから、その選択肢の中でまたいろんな検討をして帰ってくると。そのようにフィードバックをしながらこの小委員会を進めるべきだろうと思います。遅々として進まないということで、我々も特別委員会を開いても、結論が出ているわけですから、委員に対しては何も言うことがないわけです。例えば在任はなかなか厳しいと、その中で定数という意見も出ていると、その定数に対して委員の皆さん方どういうお考えですかというようなフィードバックをしながら一定の方向性を出していくべきではないかと思います。１２月定例会前までということ当初、第３回の小委員会で言われているわけですから、ある程度作業を進めていくべきではないかなと思います。

○菅原 元委員 先ほど言いましたように、まず１２月定例会前まではそれぞれの市町村の結論はやはり出すべきではないかなと思いますし、櫛引、朝日、羽黒の３町村の研修会が毎年行われてきたのですが、それらの期限があるものですから、今月の末に早めて開催するということになりました。そして今回のテーマは、特にこの合併に関することで分散会方式にしてやろうということで、当然この議員の定数の問題も議題として出てくるものだと思っています。そういう中でいろいろと議論して、段々結論を早めていくという手順になると思いますけども、例えば先ほど本城委員さんが言いました定数特例、３５から６８までの範囲があるわけですが、定数特例にした場合に、選挙区という話が少し出ましたけども、何人になるかわかりませんが、選挙区を設けなくて定数特例ができるのかどうか、その辺鶴岡市さんでは話し合っていないでしょうか。

○本城昭一委員 そこまでは話し合っていないですね。

ただ、委員長が諮問を受けて、それを我々が検討するという事でこの委員会がスタートしたわけですから、この諮問に対しての答申を１２月議会前までに委員長が会長に出せるかどうか、出すためにはどうするか、これをやっぱり考える時期になってきたのではないかなと。そこで、今定数特例という話も出ましたけれども、私が言いましたのは、三川町さんには申しわけないけども、在任特例は鶴岡では絶対市民が認めません。これははっきりしています。そして、定数特例という特例もありますから、これは６８以下でいかに町村の意思も反映させながら議会を運営するにはどの辺の数がいいかという議論を私はすべきだなというふうに思うもんだから、各町村でその検討をしたところがあるようですので、いったい人数はどのくらいがいいのかという検討をしたのかということと、それはどういう根拠に基づくものなのかと、こういうことだろうと思うんです。ですから、前に進むには、私は在任ではとても乗れないので、定数特例で検討すると、そして次まできちっと根拠ある数を持ってくると、それなら私も鶴岡市の検討委員会にかけることができるんです。だからそういう意味で、一つ前に進まないできょうの会議を終っても意味がないわけですから、その辺が皆さんか

ら確認できるのかどうか、やっぱりそういう検討を皆さんからしていただきたい。でないと足踏みして進みません。

- 佐藤甚一郎委員** 私どもの温海町は、さっき手を挙げたというのは、やっぱり一つの過程の中で区切りをつけて先に進まないとうにもならないという、そういう考えがあったらと思います。それから、伝統的に私のほうの議会は必ず手を挙げるという、二者択一を必ずやると、ほとんどそういう話し合いということではなくて、手を挙げて最後に決めると、こういうスタイルを採っております。そういうことで、定数特例ということで話が決まったんでありますが、一つの会議の中でどんどん、どんどん先に進むというのは、これはなかなか難しいです。ですから、いったんはまず一つのことを一つの会議の中で決めて、そしてその次には次の段階の話を進めると、こういう手法だと思います。一つの段階を私どもはクリアしたつもりでいます。

そこで、選挙区ということ、これからは私の個人的な意見になりますが、選挙区を設けるのか設けないのか、この点をまず一つの論点にさせていただきたいなと。それともう一つは定数の数という、全体の数というのはどのくらいであればいいのか、これなんです。簡単に出るはずもないんですけども、そういうものをしていかないと、いつまで経ってもこれは決まらないと思うんです。これだけはすり合せをしないで合併するというわけにはいきません。やっぱり数もきっちり決めて、それから方法、いわゆる公職選挙法に基づく選挙区というものをどう取り扱っていくのか、つまりは1票の格差です。そういうものはどれだけ許容範囲としてこの合併の中で生かされるのか、そここのところですよ。

もう一つ申し上げます。これは蛇足だと思いますが、きょうの先の会議で一番こたえましたのは、女性の委員でありましたけども、次の新しい市議会議員というのは、各市町村のエゴ集団でいいのか、それを主張する集団でいいのかと、これは一番こたえました。つまりは15万5,000人という新しい市の議会議員というのは、そういうことではないんだろうと、私の勝手な感想でありますけども、やっぱりそこは真理をついているかなと思いますものですから、申し上げました。

- 榎本政規委員長** 大体意見も出尽したと思うんで、本城委員さんあるいは須藤委員さんからのとおり、堂堂巡りの会議を開いてもどうしようもないということもあります。菅原委員さんから言われたとおり、定数特例を使ってオープン選挙できないのかということも含めて、ただ私は定数特例というのは各市町村の議員の激変緩和のためにあるので、定数特例を使うとすればやっぱり選挙区制度は採らざるを得ないのではないかなという認識はしていますけども、その辺も含めて各市町村議会から次回までに定数特例も含めた形で意見集約ができるのかできないのか、次回は11月17日、20日間ほどしかありませんが、少なくとも12月定例会までは答申を出していただきたいという答えがあるとすれば、次回は出せないなら出せない、出せるならもう少し時間をくださいということでもいいわけですけども、少なくともきょうのような形じゃなくて一歩踏み込んだ形で、委員長から提案をさせていただければ、定数特例をした場合、各市町村の議員の必要人数はいったいいくらなのか、法令で決められていると

おり仮に選挙区制度をすれば、鶴岡が22人になって町村の皆さんが12人を人口割するわけですが、単純にそのままにはいかないのかなと、1票の格差の問題もありますけれども、しからば各市町村で定数特例を使った場合はどういう数字が出てくるのか、その辺も含めて、先ほど菅原委員が言われた40人なら40人のオープン選挙、50人なら50人のオープン選挙が果たしてこれできるのか、これは非常に賭けだと思います。選挙やってみたら各町村に1人も議員が、1人もというのは極端なことになりますけれども、ある町村には1人も議員がいなくなったということも含めて、これは議会が責任を持ってやらなければならないことだと思うので、その辺も含めて各議会で論議をしていただけますでしょうか。

○**須藤栄弘委員** 議員数だけですか。

○**榎本政規委員長** いや、議員数だけでなく選挙区、オープンも含めてです。その辺も含めて、選挙のあり方も含めてです。

○**須藤栄弘委員** そこをやっぱりきちとしておいて結論出すようにしないと前に進まないと思いますので、それならばそれで市町村に持ち帰って検討するというようにして進めるべきだと思います。

○**榎本政規委員長** ただ、今現在の状況で、定数を除いて、選挙区でいいのか、オープン、原則選挙がいいのか、それはここで決められますか。定数特例で選挙をするんだったら激変緩和のため、選挙区ありきで提案させていただいてもよろしければそう提案させていただきますけども。あくまでも私は定数特例を使うのは、議員の激変緩和のための定数特例だと思います。それでないと、さっき言った危険性をはらんで選挙をやった誰もいなかったなんてなったら、これは逆に言えば住民の皆さんにもっと不安を与える材料を議会自らつくるということになるんじゃないかなと思いますので、その辺も含めて、皆さんから選挙区制度をするのかしないのか、定数を検討する場合、選挙区制度を基礎として定数を検討するというのであれば、そう提案させていただきたいと思いますが...

○**本城昭一委員** それは難しい。それで、最後に私は前に進むために委員長提案をすべきだと思います。それは、在任特例と定数特例と各町村からありましたが、1歩前に進むために定数特例について各市町村で検討してくださいと。選挙区をどうするか今ここで決めるというのは、決めたらたたかれるから、その辺はそういうまとめ方でどうなんでしょうか。

○**榎本政規委員長** 須藤委員さんからそこもということですので、私の当初の考えは、定数特例も議会の場で論議していただけますか、定数特例を論議する場合はいったい我が町では何人の議員定数が妥当な線なのかということくらいまでと思ってます。それが選挙区なのかオープンなのか、オープンだとすれば全く何人が必要だなんて話

はないわけですので。

- **佐藤甚一郎委員** 選挙区は、その段階まで進むのは難しいと、こういうことになるんだと思うんですが、やっぱりその辺を抱き合せて考えていかないと、これは定数に基づくという決め方もなかなか難しいかと思います。ですから、選挙区は定数であれば選挙区ありきという委員長の提案に私賛成と言いましたけれども、やっぱりそうでないと段々詰まっていかなければいけないと思います。

それで、もう一つはお伺いするんですが、例えば鶴岡市の議会の中で、鶴岡市議会は合併によって議員数が今の28、これから減ると市民の皆様方は考えているのか、減らそうと考えているのか、あるいは今の28でいいと、こんな考え方をしているのでしょうか、その辺の感触をひとつお聞かせいただきたいと思います。

- **本城昭一委員** 鶴岡市の議員が減るかどうかですか。一発でやれば、減るかどうかかわからないわけです、オープンなら。ただ、オープンにしたって私は28人そのままいくとは思っていません。鶴岡には鶴岡温海会あります、鶴岡三川会あります、鶴岡櫛引会あります。周辺から出てきた人がかなり多いんです。だから、34人にして鶴岡の人が28人全部上がるなんていうことは、私はあり得ないと思っています、今の段階では。ただ、定数特例にするときには、今委員長提案のとおり、定数特例を各議会で検討してくださいと、その中で選挙区のほうがいいかどうかということも一緒に審議してもらったらどうですか。ここで選挙区ですと決めて、私は持っていけないのだ。

- **榎本政規委員長** あくまでも定数特例にした場合は選挙区がいいのか、オープンがいいのかということも含めてご検討いただくということになるんだと思います。先ほど佐藤委員から言われたとおり、私はこう認識すれば、34人で選挙区制度にしたときに鶴岡が28から22になるわけですから、6人減るのを鶴岡市議会が認めるんですかと言われたら、それは皆さんで決めたことを鶴岡が22人で6人も減るからだめだとは、選挙区になった場合は鶴岡市議会だって言えないのかなと。それは当然そのとおりだと思います。ただあくまでも34を割ったときの22ですので、その辺の数字というのは、各町村の皆さんが選挙区とした場合には激変緩和のために私どもはこうだという意見が出てきた上で、こういうことなから選挙区でやりたい、あるいはオープンでやりたいということも含めて論議していただければと。ただ1歩前進して、定数特例まで検討の材料に各議会でやっていただきたいというお願いだけです。どうでしょうか、いいですか。

(「はい。」という声あり)

- **榎本政規委員長** では、そういう形で1歩踏み出して、定数特例も各議会で論議をしていただくということで、選挙区にしようがオープン選挙にしようがそれも含めて検討いただくということで、この場はまとめたいと思います。よろしくお願いします。

○須藤栄弘委員 委員長、必ず方向性を出してくるという確認をしたほうがいいのですか。

○榎本政規委員長 いや、必ずという形にはならないんでしょうけども、もし定数特例を使った場合は、こういう考えになりますというぐらいは。ただ、それはあくまでも定数特例で決めたという、あとその議会は定数特例でいくんだということまではいかないでしょう。三川町さんだって、定数特例全部のところで決めたから、定数特例であと決まったから私のほうの議会はそれでいいですよという形はならない...

○須藤栄弘委員 かえって進まなくなる。

○榎本政規委員長 いや、進まなくなるとしても、1歩前進したわけですので、これで定数特例ありきで動かれたら逆に...

○須藤栄弘委員 定数特例であればこのぐらいの方向性ということを示すべきではないかと。結論が出なかったら、結論は出なかったと...

○榎本政規委員長 定数特例に限って言えば、各市町村ともこういう考え方ですというだけで結構だと思います、それが各市町村の意見集約だとは捉えませんので。よろしいでしょうか。ここ基本認識を一致しておかないと、いやそんなつもりじゃないと言われると困りますので、今回に関しては、今鶴岡が34、三川町さんが127の在任でこのままでは論議が1歩も進みません。来月の17日にやったとしても同じ意見になる可能性がありますので、じゃあ1歩前に進んだものとして、定数特例をした場合にはどういう考えが各市町村議会にあるか、その場合は人数はいくらなのか、あるいは選挙区制度にするのか、オープンでいくのか、その点についても論議をいただきたいということをお願いします。

○押井喜一委員

(聴き取り不能)

.....それをやっていく

必要があるのではないかなと思っていました。ですから、今まで在任についてはいろんなご意見がある、あるいは原則論でいくべきだというものに対していろんな市町村のご意見がある。だとすれば、今特例というふうなことで方向付けどうかということになっていますけれども、やはり我々ももっと根底の議論をしないと、ただそれぞれの議会での議論をまた持ち寄って議論したところで、何か前進がないみたいな感じがするんです。今の合併は、やっぱり10万人の鶴岡と、合わせて5万人の6町村という背景があるもんだから、定数にしてもいろいろ町村によって、人口でもう何人だよというような感じなものだから、なかなかその町村を背負っている我々としても非常に厳しいところがあるということが本音だと思うんです。同じような人口レベルの

合併であれば、いろんな方策を見出すのも簡単なのかもしれないけども、現状はこうだということなものであるから、もっとそういった背景も含めて、この委員会で率直な議論をしていいのでないかなと。鶴岡さんのいろんなご意見もあるわけだけれども、各町村の意見も含めて、この場での一定の方向性というか、それが無いといくら各市町村の議会でやったところで、じゃあ藤島はあともう仕様が無いから欠でいいやというふうな、こういう意見が多かったということでもいいのかということにはならないような気がするものだから…。

○**榎本政規委員長** わかります。ただ押井委員さん、前は委員個人の意見もお聞きしました。ただ、委員個人の意見を言っても果たして…。

○**押井喜一委員** …………… (聴き取り不能) ……………

○**榎本政規委員長** 我々だけと言いますと…。

○**押井喜一委員** 議会も当然だけれども、今までいろいろな意見を聞いてきたわけですが、きょうなんか。藤島の場合だって、私は完全に町民の意思と議会の意思は乖離していると思うんです。はっきり言えば町民の負託を得た議員ですから、町民のいろんなご意見というのを一番判断しなきゃならないところなんだけれども、現実的には議員個々と町民の考え方は相当乖離があるなというような思いがするものですから、そういうことでありますので、その辺も配慮していただきたいと。

○**榎本政規委員長** それは十分わかっているところですけども、ただここで個人の意見を言われても、じゃあ、それを各議会に持って行って各市町村の議会で責任を持ってやれるかということです。乖離してるというのわかりますが…。

○**押井喜一委員** 定数ということでもう1回議論しろということであるのだけれども、そこで定数特例ということで考えていった場合どういった方策があるかということをもう少し議論されないかと…。

○**榎本政規委員長** だから定数特例を皆さんの各市町村の中で検討していただきたい、そういうことです。ここの場ですということは、意見が出てこなければできませんので。はっきりしているのは、原則のときに選挙区にした場合はこういう人数になりますよというだけの話で、数字が出てこなければこの場で論議することはできないと思うんです。じゃあ、私が40人だったらどうしますかなんて、これは皆さんにかけられません。だから、1度議会に持ち帰り、定数特例でやった場合どうなりますかということを各議会で検討して、各議会が個人の意見を吸い上げて、定数特例ははなからいやすよというのであればそれはそれでも構わないと思うんですけども。個人の意見を前は言ってもらいましたが、じゃあ、個人の意見をフィードバックして各議会に持っていったとしても、個人の意見が通らないとすれば、ここに来たときの意見と

というのは、各議会の集約の意見表明としかならないのじゃないのかなと。この前やったときに私は個人の意見もいいですよという話をしたんですけども、個人の意見を全部集約すれば、おおよその皆さんが原則でいいよという話になってしまうと思います。ただそれを議会に持っていったときに、そうはいかないですよという形になってしまうものですから、今回は１歩踏み込んで定数を検討していただきたい。

それで、まだ２０日間ほどありますので、次回が１１月の１７日に専門小委員会が９時半からありますので、そのあとで再度開催したいと思いますが、また連絡はいたしますけど、１７日９時半から専門小委員会がありますね。事務局、そうですね。

- 石塚治人事務局総務課長** それでは、日程のことでご連絡させていただきます。失礼ながら次回の予約を入れさせていただいております。それぞれの市町村の議会事務局に連絡を既に入れさせていただいておりますけども、１１月１７日に専門小委員会を９時半から、大体２時間くらいを想定いたしまして、その後３０分ほど昼食を取っていただきまして、正午から議会の小委員会を開催するというような形になろうかなということで、それぞれの議会事務局のほうにご連絡を入れさせていただいております。多分お聞きになっているかと思います。正式な通知は来週早々に専門小委員会と議会の小委員会両方合わせて出す予定でありますのでよろしくお願いいたします。

- 榎本政規委員長** 今事務局からお話あったとおり、１１月１７日に専門小委員会終了後、昼食を済ませた後ただちにお昼ですけども、藤島町役場さんのほうで何か事業が２時半からでしたかあるということですから、その前に終らせるためには、ちょっとお昼休みも使ってやりたいと思いますので、ご了解を得たいと思います。

それでは、先ほど申合せをしたとおり、１１月１７日まで各議会で努力されますよう、各議長さん、特段のお計らいをお願いしたいと思いますのでひとつよろしくお願いします。

４ そ の 他

- 榎本政規委員長** その他、委員の皆さんから何かございませんか。
事務局のほうからはありませんか。

５ 閉 会（午後５時０９分）

- 榎本政規委員長** それでは、以上で本日の議会議員定数等検討小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。